

J B R S加盟規約

本規約は、一般社団法人日本美容業美容医療審査機構（以下「当機構」といいます。）と当機構の目的に賛同し、認証の取得を目指すエステティックサロンその他の美容業者及び美容に関連する医療を行う診療所等（以下「美容業者等」といいます。）の間の権利義務その他の関係を規定するものです。

第1条 （当機構の目的）

当機構は、当機構所定の認証の取得を目指す美容業者等を多く募り、加盟事業所とすることにより美容業及び美容医療の業界において標準的な運営基準を確立し、もって業界全体の透明性を図り、消費者保護を実現することを目指します。

第2条 （定義）

- ① 「認証」とは、当機構が、所定の審査を経た上で、契約内容等において適正な運営をしている事業所に付与する認証をいいます。
- ② 「加盟」とは、当機構の目的に賛同し、認証の取得を目指す事業所として当機構に登録されることをいいます。
- ③ 「加盟事業所」とは、当機構に加盟した事業所をいいます。
- ④ 「事業所」とは、美容業者の店舗及び美容に関連する医療を行う診療所をいいます。
- ⑤ 「顧客等」とは、美容業者の顧客及び美容に関連する医療を行う診療所の患者をいいます。
- ⑥ 「提携医療機関」とは、当機構が提携する病院その他の医療機関をいいます。
- ⑦ 「脱退」とは、加盟事業所が本加盟規約に基づく加盟事業所としての地位を放棄し、当機構との関係を終了させることをいいます。

第3条 （加盟資格）

事業所が当機構に加盟するためには、以下の条件を満たしていなければなりません。

- ① 当機構の目的に賛同し、当機構所定の認証の取得を目指すこと
- ② 日本国内において現に美容業又は美容医療を行う事業所であること
- ③ 日本国内において美容業又は美容医療を行うについて必要な行為能力を有していること
- ④ 日本国内において美容業又は美容医療を行うについて必要な許認可を有していること
- ⑤ 公的機関から業務停止命令その他事業の遂行に重大な影響を及ぼす処分を受

けていないこと

- ⑥ その役職員、従業員、顧問、委託先等に暴力団員、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと
- ⑦ 過去 5 年以内に、その事業に関連した犯罪に関与したことがないこと
- ⑧ 過去 5 年以内に、その代表者又は事業所の責任者が美容業又は美容医療に関連して破産、民事再生その他の倒産手続を開始していないこと

第4条 (加盟申請)

1. 前条の加盟資格を満たす事業所は、当機構所定の加盟申請書に必要事項を記載の上、次項の添付資料を添えて、当機構に加盟の申請をすることができます。
2. 加盟の申請をする事業所は、当機構に次の資料を提出するものとします。
 - ① 登記簿謄本の写し（法人の場合）又は写真付きの身分証明証の写し（個人の場合）
 - ② 誓約書
 - ③ 口座引落依頼書
 - ④ 顧客等に配布するパンフレット又はリーフレット（ある場合）

第5条 (加盟)

1. 当機構は、事業所から加盟の申請があった場合、提出された加盟申請書の記載事項に不備がないか、また添付資料に不足がないかを確認し、加盟の可否を判断します。
2. 当機構は、加盟を認める場合、加盟の申請をした事業所に加盟完了の通知をします。
3. 当機構は、加盟を認めない場合、加盟の申請をした事業所に加盟拒否の通知をします。

第6条 (加盟料)

当面の間、加盟料は無料とします。

第7条 (会費)

1. 加盟事業所は、加盟完了通知の日付の属する月から、毎月末日限り、その運営する事業所の数に 5,400 円（税込）を乗じた額の会費を当機構に支払うものとしします。
2. 前項の会費は日割りとせず、加盟事業所が加盟していた月において支払義務が生じるものとしします。

第8条 (加盟事業所の責務)

1. 加盟事業所は、当機構の目的を尊重し、その運営する事業が適法かつ適正なものとなるように努めるものとします。
2. 加盟事業所は、加盟完了通知の日付から 1 年以内に当機構の定めるところにより認証の申請をするものとします。
3. 加盟事業所は、当機構に加盟したことにより知り得た当機構の機密情報を厳に機密として保持し、第三者に開示しないものとします。
4. 加盟事業所は、その運営する事業所において当機構に加盟している旨を表示するものとします。
5. 加盟事業所は、加盟申請書に記載の事項に変更が生じたときは、直ちにその変更の内容を当機構に通知するものとします。
6. 加盟事業所は、トラブルを生じた顧客等との関係について、当機構からのアドバイスや和解斡旋に真摯に耳を傾けるものとします。
7. 加盟事業所は、認証を受けていない事業所において、当機構の認証を受けているかのような誤解を生じさせる行為をしないものとします。

第9条 (当機構の役割)

1. 当機構は、加盟事業所に対し、適法かつ適正な事業の運営の観点から有益な情報を提供するように努めます。
2. 当機構は、加盟事業所に対し、顧客等との契約が適切なものとなるように指導します。
3. 当機構は、加盟事業所との契約においてトラブルを生じた顧客等からの相談窓口を提供します。
4. 当機構は、加盟事業所からの求めがあった場合、当機構の提携医療機関を紹介します。
5. 当機構は、国民生活センター、消費生活センター等と連携を図り、コミュニケーションを密にします。

第10条 (提携医療機関の紹介)

1. 当機構は、提携医療機関を確保し、加盟事業所からの求めがあったときに、適当な提携医療機関を紹介するものとします。
2. 加盟事業所は、当機構に提携医療機関の紹介を求めたときは、1 件につき 54,000 円 (税込) を当機構に支払うものとします。

第11条 (情報提供)

1. 当機構は、インターネット上の当機構のホームページにおいて、加盟事業所に有

益な情報を発信するものとします。

2. 当機構は、随時機関紙等を発行し、加盟事業所に有益な情報を提供するものとします。

第12条 （個人情報の取扱い）

1. 当機構は、加盟事業所から取得した個人情報を個人情報保護法に従って適切に取り扱います。
2. 当機構は、その保有する個人情報の本人からの求めがあったときは、個人情報保護法に従い、個人情報の利用停止、消去、開示その他適切な対処をします。

第13条 （脱退）

1. 加盟事業所は、3 か月以上前に予告することにより、当機構から脱退することができます。
2. 加盟事業所が加盟完了通知の日付から 1 年以内に当機構の定めるところにより認証の申請をして受理されないときは、その期間の満了をもって当機構から脱退したものとみなします。

第14条 （除名）

1. 当機構は、加盟事業所に次の事由があるときは、その加盟事業所を除名することができます。
 - ① 加盟事業所が加盟後に加盟資格を満たさないこととなったとき
 - ② 加盟事業所が会費を 3 か月分以上支払わないとき
 - ③ 加盟事業所が本規約に基づく義務を怠ったとき
 - ④ 加盟事業所が当機構の不利益となる行為その他の背信行為をしたとき
2. 当機構は、除名された加盟事業所に対し損害の賠償を請求することができるものとします。

第15条 （本規約の変更）

1. 当機構は、理事会の決議により、本規約を変更することができるものとします。
2. 当機構は、本規約を変更したときは、加盟事業所にその変更内容を当機構のホームページ上で周知するものとします。

第16条 （合意管轄）

本規約に関連して当機構と加盟事業所の間で紛争を生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的な管轄裁判所とします。